

行政視察等報告書

2024 年 5 月 23 日

米子市議会議長様

(会派の場合)

会派名 よなご・未来

代表者氏名 国頭 靖

提出者氏名 吉岡 古都

(議員の場合)

議員名



(印)

下記のとおり報告します。

記

項 目	☐ 現地調査 ☒ 研修会への参加	☐ 行政視察 ☐ 会議への参加	☐ 要請・陳情活動
参 加 者	吉岡古都		
期 日	2024 年 5 月 20 日から 2024 年 5 月 21 日まで		
〔概 要〕(年月日・場所・内容) 年月日: 令和6年5月20日から21日まで(スケジュールは別紙にて) 場 所: 全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市) 内 容: 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」			
〔所 感〕 別紙参照			
経 費	旅 費 @ 4,800 円× 1 人= 4,800 円 その他(研修費、研修生活動費) @4,900 円×1 人=4,900 円 合 計 9,700 円		

(注) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

研修会行程（吉岡議員）

月 日	行 程	宿 泊 先
5 / 2 0 (月)	◎市町村議会議員研修「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査」 時間 13:00～17:00（自治体決算の意義と審査のポイント） 場所 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号）	全国市町村国際文化研修所 ☎：077-578-5932
5 / 2 1 (火)	◎市町村議会議員研修「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査」 時間 9:25～15:00（行政評価等を活用した決算審査） 場所 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号）	
	16:10 20:20 京都駅八条口 ===== 米子駅前 高速バス・米子営業所行	

旅費計算表

令和6年5月20日 ～ 令和6年5月21日 (1泊2日)

月 日	区間	鉄道路線 名	区 間 キ ロ 数	目的地までの キ ロ 数	運 賃	グリーン	急 行 料 金		日 当 宿 泊 料		
									議員1,500円	甲 14,800円	乙 13,300円
							特 別	新 幹 線	随 行 1,100円	10,900円	9,800円
5/21	京都駅八条口 ～ 米子駅前	高速バス	281.0		4,800						
(火)											
計	議 員 旅 費			4,800	4,800	0	0	0	0	0	0
	随 行 旅 費			0							

出 席 議 員 吉岡議員

議員旅費	4,800 × 1名 =	4,800 円
	合計	4,800 円

※吉岡議員からの申し出により、復路の交通費のみ支給(私用で前日京都入りし、そこから研修参加のため)

吉岡議員 研修会参加

「令和6年度市町村議会議員研修」全国市町村国際文化研修所

令和6年度 市町村議会議員研修[2日間コース]
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」 時間割

(敬称略)

月日	曜日	1時限 (9 : 25-10 : 35)	2時限 (10 : 50-12 : 00)	3時限 (13 : 00-14 : 10)	4時限 (14 : 25-15 : 35)	5時限 (15 : 50-17 : 00)	課外 (17 : 00-)
5/20	月	11:00-12:00 受付 11:00- 昼食 12:30- 開講式 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義・演習】 自治体決算の意義と審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎				17:15- 意見交換会
							17:45- 交流会
5/21	火	【講義・演習】 (9:25-15:00) 250分、途中15分休憩、昼休憩、10分休憩 行政評価等を活用した決算審査 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦				15 : 00-15 : 15 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」の再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。	

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和6年4月12日現在)

名札： 研修担当：小川、村永

受講証明書

団 体 名 : 鳥取県 米子市

所属・氏名 : 米子市議会 議員 吉岡 古都

研 修 名 : 令和6年度市町村議会議員研修 [2日間コース]
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期 間 : 令和6年5月20日 (月) ～ 5月21日 (火)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和6年5月21日

全国市町村国際文化研修所
学 長 荻 澤 滋



2024年5月23日 木曜日

令和6年度市町村議会議員研修 [2日間コース]

「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査」 報告書

1日目 5月20日(月)

自治体決算の意義と審査のポイント

講師 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎

○民間と自治体との違い

民間企業と自治体は予算と決算の目的が異なる

民間企業の予算 活動の目安

自治体の予算 1年間の行政サービスを定める 議決で首長にOKを出す
決算より大事

民間企業の決算 利益の確定 予算より大事

自治体の決算 ちゃんと執行されたか確認する

目的が異なるので会計の仕組みが異なる。

収益と経費を正確に突き合わせる必要がない

収益を確定させなくていい

単式簿記 現金主義 出し入れのみ記載(お小遣い帳)

複式簿記 発生主義

売掛金 打ったけど払ってもらっていない

買掛金 買ったけど払っていない

自治体には出納整理期間がある

3月31日から2ヶ月間は過去の年度に入れてよい。

出納整理期間があるので決算が遅くなる。

自治体決算にはストックという考え方はない。フローがない。

○自治体決算とは 財政状況を把握するのに重要

9月ぐらいから予算編成と決算を並行してやるのでややこしい

財政状況の指標は決算に基づく数字

○決算関係書類

地方自治法で決まっている。

主要な施策の成果を説明する書類 様式は各自治体ごとに異なる

歳出歳入決算書

調定額 課税通知を送った額

収入済額 もらった額

不能欠損額 調定しても徴収できないと判断 市の債権を放棄する 認定委員会

収入未済額 予算では過年度課税

不用額 予算が余ったのは仕事をしていないか、節約したのか？

繰越 継続費通次繰越額 長期にわたる事業

繰越免許費繰越額

事故繰越し繰越額 避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの

○決算を用いた財政診断

普通会計について

財政状況がいいとは？

将来に悪い影響がないか見ていく

行政サービスの低下を避ける

出資法人の経営状況の議会報告が重要

単年度収支が減っていても大したことではない

積立て繰上げ返済をマイナスした黒字・・・実質単年度収支 続けて赤字は良くない

令和4年度はマイナス

財政力指数 豊かさの程度 平均0.49 米子市0.69

不交付団体でも税収が多ければ留保財源が多いので使えるお金が多い

経常収支比率 高い 自由度が低い

低い 自治体独自の事業しやすい

以前は70% 現在は90%でもOK・・・扶助費の割合が大きいから

米子市は89.9%

健全化判断比率

実質赤字比率

実質公債費比率 近年低い 借金を低く抑えている

将来負担比率 将来負担になる可能性のあるものを含んでいる

繰出し金・・・チェックしていかないといけない

どういう理由で繰り出しているか？

やるべきだったから議論する必要性がある

○感想

地方公会計制度に基づく財務書類が必ずしも自治体の財政状況を判断するのに有用でないということがわかった。特に固定資産評価は道路や橋の価値をどう見積もるかは財政状況にあまり関係ないように思う。

グループ討議の中で、決算カードを比較して将来負担比率が他の自治体に比べてずば抜けて高くショックだった。

2日目 5月21日(火)

行政評価等を活用した決算審査

講師 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦

○行政評価の基本・・・講義の概要

- ・ 地方自治体の全般的な行政評価について、実施を義務付け、方法等を規定する国法は存在しない。実施・非実施も含めて自治体の自由であり、評価制度の設計も自由
- ・ 自己評価が主流。一部外部評価をとりいれているところもある。
議会の位置付けがポイントとなる。
- ・ 法的根拠 条例または条例以外
- ・ 目的 説明責任の徹底、行政の質や効率性の向上、成果重視への転換など
- ・ レベル 事務事業、施策、政策
- ・ 観点 必要性、効率性、有効性など
- ・ 密接関連事項 地方創生、EBPM

○藤枝市の行政評価制度を取り入れるか取り入れないか？という観点で グループ討議

藤枝市では決算常任委員会、予算常任委員会、常任委員会でチェックのサイクルを回している。

常任委員会

6月 現年度の施策や課題について、年度当初での課題や問題点の抽出

決算常任委員会

5月～7月 議員間討議

7月上旬まで 対象事業を抽出

9月定例会で 前年度事業について評価

10月 執行部へ提言

常任委員会

11月 現年度の施策や事業のチェック

予算常任委員会

2月 次年度予算審議と決算提言内容の反映を確認

議員経験の浅い議員ばかりで、サイクルの意味を具体的に理解することが難しかったが、全員協議会など非公式の会議ではなく、常任委員会という公式の場で議員間討議して、合意形成する重要性を学んだ。議会で合意した結果を持ってして、執行部に提言していくことにこそ二元代表制の議会の存在意味があると感じた。

○感想

講師は仕分け人などの外部評価者よりも議会が行政評価に取り組む必要性を繰り返し述べられた。

議会による行政評価は単なるチェック機能にとどまらず、その結果を元に執行部に提言したり、住民に説明することで、二元代表制の一翼としての役割を果たせると思う。

行政評価を議会基本条例に規定して根拠づけをしている自治体がある一方で米子市議会基本条例には行政評価の規定はない。ただし以下の記述がある。

（重要政策の審議）

第7条 議会は、市長が提案した施策のうち特にその必要があると認めるもの（次項において「重要政策」という。）について、その水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置

2 議会は、重要政策の審議に当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、その執行後における当該重要政策の評価に資するものとするよう努めるものとする。

現在米子市では事務事業評価は実施されていないが、総合計画など各種計画においては目標値を定め、その進捗を管理するとともにPDCAサイクルにより見直しを図っている。その際に、議会基本条例に定められた(1)～(5)に定められていることを明らかにしておくことは、たとえ執行部の自己評価であっても意味のあるものになる可能性がある。

EBM（エビデンスに基づく医療）の世界から、EBPMの世界に飛び込んだ者として、今回EBPMやPDCAサイクルと行政評価の関係を学べたことは非常に有意義だった。

医療においてもエビデンスを患者に単純に結びつけることは危険だが、行政にもそれは言えると思う。ただ行政の施策は、首長の想いや住民の要望など確かなエビデンスに基づくものばかりではなく、税金の無駄遣いを防ぐ観点からは、施策の有効性についてもっとエビデンスに基づいて議論する必要があるように思う。

行政の施策や事業の場合、住民サービスが目的なので最終アウトカムは住民の満足（幸福度？）であるが、満足や幸福を偏りなく調査することは難しいので、その途中の短期的アウトカムを適切に設定する必要がある。そのためには各個質問や委員会審議においても、重要政策の審議に定められている観点を大切にして質問にのぞみたい。